

地福第 2345 号
令和4年12月28日

関係各位

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長
(公印省略)

「神奈川県地域福祉支援計画〔第5期〕」素案に関する意見募集の
実施の御案内

本県の地域福祉施策の推進につきましては、日頃格別の御尽力をいただき
厚くお礼申し上げます。

このたび、標記計画の素案について、別紙のとおり意見募集を実施いたしま
すので、貴会からも御意見いただけますと幸いです。

問合せ先

地域福祉グループ 毛木 (もうぎ)

電話 (045) 210-4750 (直通)

ファクシミリ (045) 210-8874

E-mail chiikifukushi-g@pref.kanagawa.lg.jp



「神奈川県地域福祉支援計画〔第5期〕」素案に関する意見の募集について

県では、神奈川県地域福祉支援計画を策定し、本県における地域福祉の推進に向けて、県の施策の方向性や具体的な取組を示し、市町村が策定する地域福祉計画の推進を支援してきました。平成30年3月に策定した第4期計画については、令和2年度に改定を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、改定時期を令和4年度に変更し、このたび令和5年度を初年度とする「神奈川県地域福祉支援計画〔第5期〕」素案を作成しました。

つきましては、「神奈川県地域福祉支援計画〔第5期〕」素案に関する県民の皆様からのご意見を募集いたします。

1 意見募集期間

令和4年12月23日（金）～令和5年1月21日（土）

2 素案の公表方法

(1) 窓口における閲覧

閲覧場所は、県政情報センター、各地域県政情報コーナー、各保健福祉事務所・各センター、地域福祉課、各市町村の地域福祉担当課

(2) 素案（概要版）の配布

地域福祉課に電話、ファクシミリ、電子メール等により資料請求

(3) 県ホームページへの掲載

県のホームページに素案の内容、意見提出方法等を掲載。

(URL) <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/pub/c8648878.html>

3 意見提出方法

(1) フォームメール

※ フォームメールとは、上記ホームページの画面上でご意見を入力していただき、県にお送りいただくことができる仕組みです。

(2) 郵送

〒231-8588（住所の記載は不要です。）

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課地域福祉グループ あて

(3) ファックス

045-210-8874

4 公表

いただいたご意見の反映状況につきましては、窓口（県政情報センター、各地域県政情報コーナー、各保健福祉事務所・各センター、地域福祉課）及び県ホームページにおいて公表する予定です。

ご意見をお寄せください！

「神奈川県地域福祉支援計画 [第5期]」

[2023（令和5）年度～2026（令和8）年度]

素案

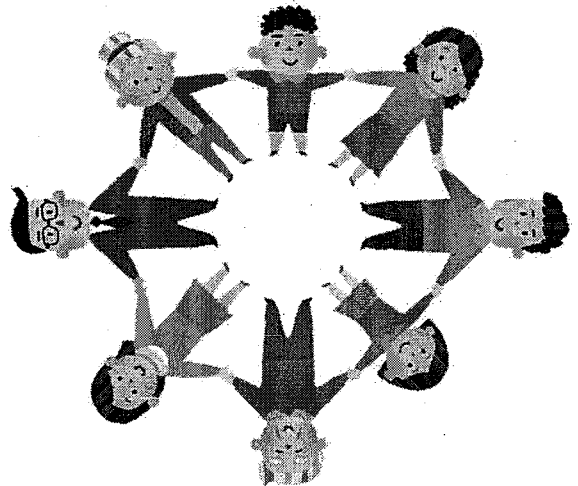
誰も排除しない、誰も差別されない、
ともに生き、支え合う社会の実現
～誰もが安心して暮らせる地域共生社会づくり～

ご意見の募集期間 令和4年12月23日（金）～令和5年1月21日（土）

平成30年3月に策定した「神奈川県地域福祉支援計画」については、令和2年度に改定を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、改定時期を令和4年度に変更し、このたび、令和5年度を初年度とする改定計画素案を作成しました。

改定にあたっては、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現のため、新型コロナウイルス感染症による地域福祉への影響やコロナ禍での新たな取組を盛り込むとともに、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の趣旨を踏まえた改定計画素案としました。

つきましては、県民の皆様から改定計画素案に関するご意見を募集します。



改定計画素案は、県ホームページでご覧いただけるほか、県政情報センター、各地域県政情報コーナー及び県保健福祉事務所等でご覧いただけます。

県ホームページ

神奈川県地域福祉支援計画

検索



計画の位置付け

1 法的位置付け

社会福祉法第108条第1項に規定された「都道府県地域福祉支援計画」として、市町村が策定する「地域福祉計画」の達成に資するために、広域的な見地から、市町村が取り組む地域福祉への支援に関する事項を一体的に定める計画です。

2 他の個別計画との関係

「かながわ高齢者保健福祉計画」、「神奈川県障がい福祉計画」、「かながわ子どもみらいプラン」その他の個別計画と調和を図りつつ、各個別計画では対応し難い事項や、共通して取り組むべき事項を盛り込みます。

【関係する主な計画】

- ・かながわ高齢者保健福祉計画
- ・神奈川県障がい福祉計画
- ・かながわ障害者計画
- ・かながわ子どもみらいプラン
- ・神奈川県子どもの貧困対策推進計画
- ・神奈川県保健医療計画
- ・かながわ健康プラン21
- ・かながわ自殺対策計画
- ・神奈川県高齢者居住安定確保計画
- ・かながわ教育ビジョン 等

3 計画の基本目標

改定計画では、現行計画を継承し、「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現」を基本目標として掲げます。

また、誰もが住み慣れた地域の中で、地域の支え合いにより安心して暮らせる地域共生社会づくりを目指すことを明確にするため、「誰もが安心して暮らせる地域共生社会づくり」を副題として取り組みます。

※「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」



← 県ホームページ

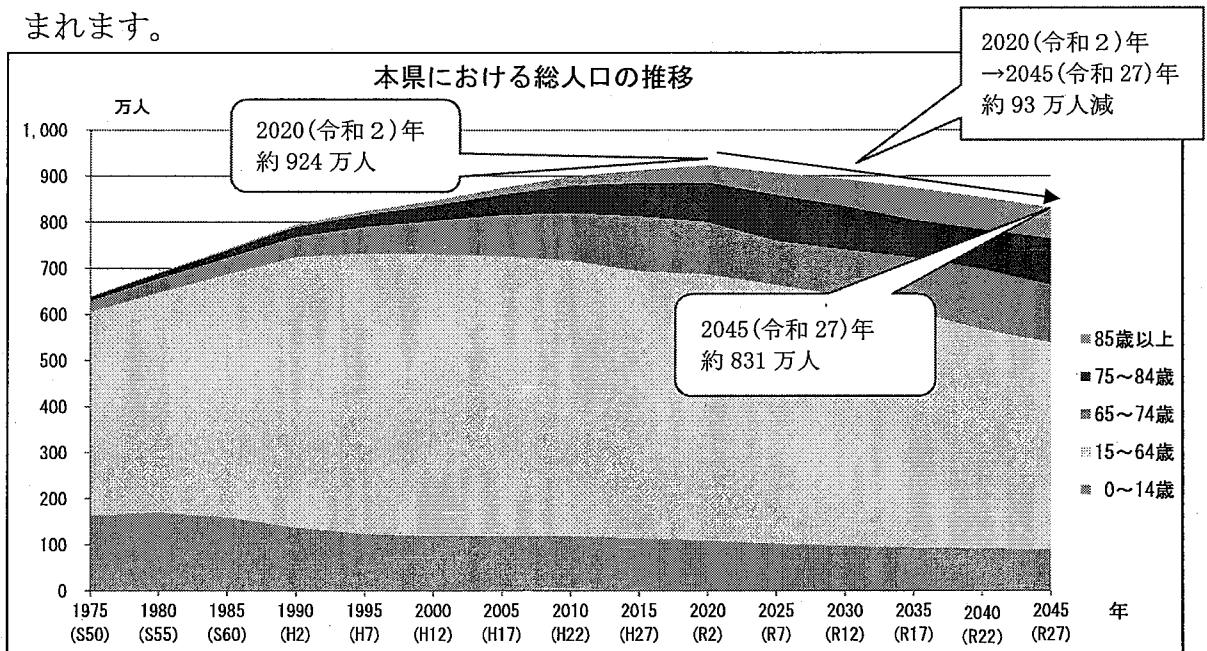
本県における地域福祉を取り巻く状況の変化

1 人口・世帯構造の変化

○ 人口減少と少子化・高齢化

本県における総人口は、2020（令和2）年に約924万人ですが、2021（令和3）年には調査開始以来初めての減少に転じており、今後も減少していくと予測されています。

また、人口推計を年齢構成別にみると、年少人口（0～14歳）は、2045（令和27）年には、2020（令和2）年から約18%（19万5千人）減少し、生産年齢人口（15～64歳）も約22%（129万1千人）減少するものと見込まれる一方で、老年人口（65歳以上）は、約24%（56万2千人）増加すると見込まれます。

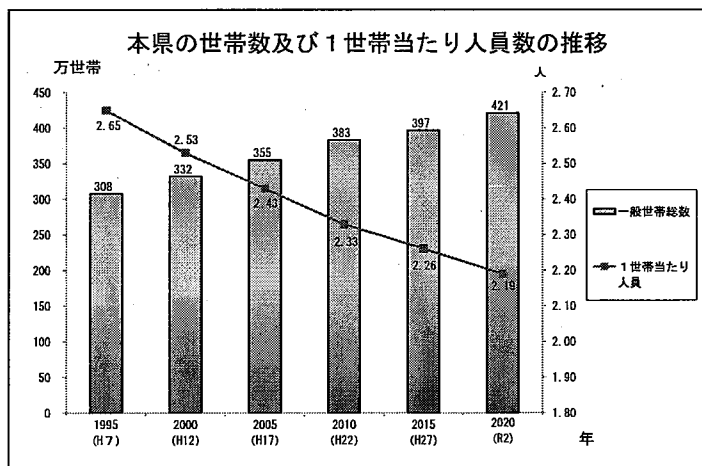


注1 2020（令和2）年までは、国勢調査による。

2 2025（令和7）年以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計。（本県も独自に推計を行っているが、他県との比較等を可能にするため、国立社会保障・人口問題研究所の推計を使用。）

○ 単独世帯の増加

本県の世帯数は、1995（平成7）年に308万世帯であったところ、2020（令和2）年には421万世帯と増加しています。一方で、1世帯当たりの平均人員数を見ると、1995（平成7）年に2.65人であったところ、2020（令和2）年には2.19人と年々減少しています。

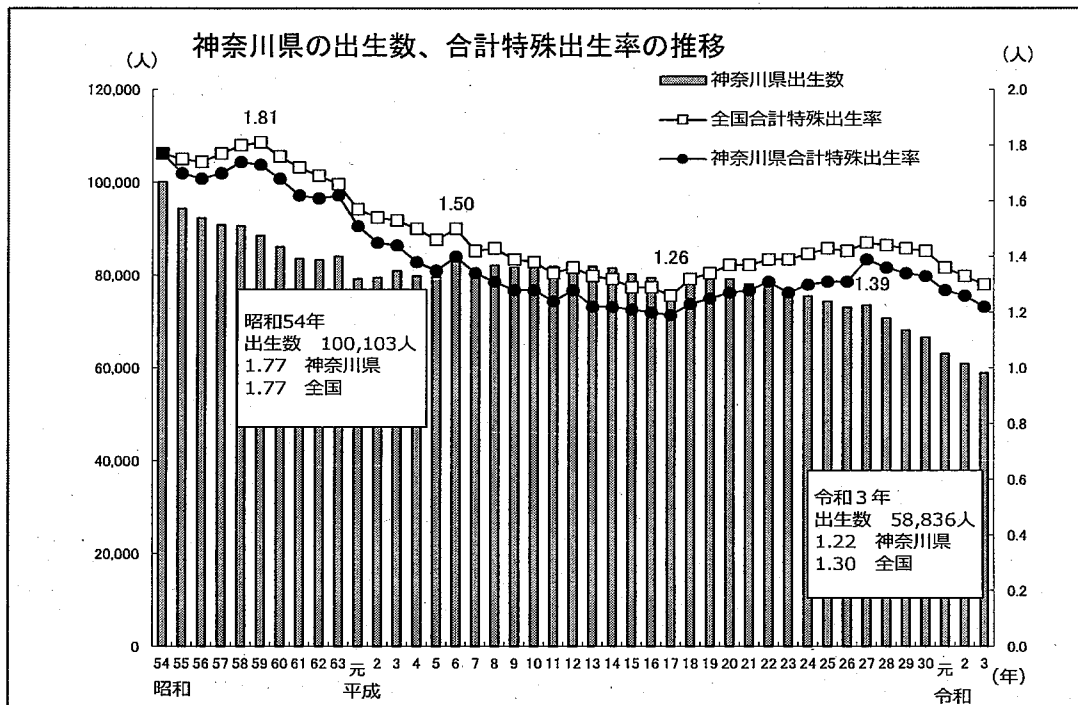


注 国勢調査による。

2 子どもを取り巻く状況

○ 本県の出生数の減少

本県の出生数は、1979（昭和54）年に10万人でしたが、非婚化や晩婚化等により徐々に減少し、2021（令和3）年には6万人を下回っています。また、2021（令和3）年は、1人の女性が生涯に産む子どもの数（合計特殊出生率）は、1.22となり、依然として全国の合計特殊出生率よりも低い状況が続いています。



注 厚生労働省の「人口動態統計」による。

今後取り組むべき重点事項

本計画では、地域福祉の推進に当たり、次に掲げる9つの事項を重点的に取り組むこととします。

- ① 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成
- ② 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成
- ③ 福祉介護人材の確保・定着対策の推進
- ④ 地域における支え合いの推進
- ⑤ バリアフリーの街づくりの推進
- ⑥ 災害時における福祉的支援の充実
- ⑦ 一人ひとりの状況に応じた適切な支援
- ⑧ 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実
- ⑨ 生活困窮者等の自立支援

計画における施策体系

大柱	中柱	支援策（小柱）
1 ひとづくり	(1) 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成	1 互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向け、福祉の心を育みます。
		2 互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向けた教育を推進します。
	(2) 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成	3 地域住民による支え合いを促進する人材を養成します。
		4 地域福祉の中核を担う人材を育成し、地域への普及・定着を推進します。
		5 行政・社会福祉協議会・地域包括支援センターをはじめとする地域福祉の推進を担う職員のスキルアップを図ります。
	(3) 福祉介護人材の確保・定着対策の推進	6 福祉介護人材を確保します。
		7 福祉介護人材のスキルアップを図ります。
		8 福祉介護人材の定着を促進します。
2 地域（まち）づくり	(1) 地域における支え合いの推進	9 地域住民等の活動による支え合いのまちづくりを推進します。
		10 民間事業者やNPO等との協働・連携によるまちづくりを推進します。
		11 外国籍県民等の暮らしやすさを支援します
	(2) バリアフリーの街づくりの推進	12 バリアフリーの街づくりを推進します。
		13 情報アクセシビリティの向上を図ります。
	(3) 災害時における福祉的支援の充実	14 災害時における福祉的支援の充実を図ります。
3 しくみづくり	(1) 一人ひとりの状況に応じた適切な支援	15 市町村等における相談・課題解決体制のネットワークづくりや包括的支援体制の整備に対して支援します。
		16 制度の狭間にある課題への対応に取り組みます。
		17 課題等を抱える当事者活動を支援します。
	(2) 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実	18 個人の尊厳を支え、守る取組を行います。
		19 未病改善の取組など、人生100歳時代に誰もがいきいきと暮らすことができるよう支援します。
		20 誰もが自分らしく地域で暮らすことができる場所の確保に取り組みます。
	(3) 生活困窮者等の自立支援	21 生活困窮者等の自立を支援します。
		22 子どもの貧困対策を推進します。
		23 矯正施設退所予定者等の社会復帰を支援します。

「神奈川県地域福祉支援計画 [第5期]」素案に関するご意見

ご意見の募集期間 令和5年1月21日(土)まで

ご意見は、このページをそのままご利用いただくか、「神奈川県地域福祉支援計画(素案)について」と明記して、神奈川県地域福祉課あて、次のいずれかの方法でお寄せください。

郵送で	〒231-8588 神奈川県地域福祉課地域福祉グループ (所在地の記載は不要です。また、意見募集期間最終日までの消印のあるものを有効とします。手話を撮影したDVDによる意見提出も可能です。)
県ホームページから	地域福祉課お問い合わせフォーム https://www.pref.kanagawa.jp/div/1321/
ファクシミリで	045-210-8874

※ いただいたご意見への個別の回答はいたしません。県の考え方を内容ごとに整理した上で、計画への反映状況を県のホームページにて公表します。

(ご意見をお書きください。)



神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課
横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)210-4750(直通)